

福岡県公報

平成22年7月28日
第3140号

目次

告示(第1259号 - 第1278号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出	(漁業管理課)	1
県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	3
青少年に有害な図書類の指定	(青少年課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	4
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	4
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	5
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	6
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	7
県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)	8
土地改良事業計画の変更の同意	(農村整備課)	9

道路の区域の変更	(道路維持課)	9
道路の区域の変更	(道路維持課)	9
道路の供用の開始	(道路維持課)	9
公 告			
第39回採石業務管理者試験の実施	(工業保安課)	9
監 査 委 員			
監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)	10
雑 報			
ホテルレガロ福岡の経営受託事業者の募集	(総務事務センター)	12
再 掲			
家畜伝染病予防法第9条に基づく消毒の実施	(畜産課)	17

告 示

福岡県告示第1259号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市新勝立町4丁目1-2、1-11から1-14まで、18-4から18-17まで、83-13、83-15から83-32まで、85-3及び85-14から85-24まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大牟田市新勝立町4丁目85番地11
株式会社 アクアテック
代表取締役 本多 繁

福岡県告示第1260号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112

条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成22年7月28日から同年8月11日までの間縦覧に供する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻 生 渡

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
大牟田市早米来町2丁目 大牟田市早米来町1丁目102番地 大牟田市早米来町1丁目49番地	原田 晴耕 小柳 俊二 汐見 澄夫	三池港	三里漁業協同組合
大牟田市天領町3丁目8番地1 大牟田市浪花町26番地 大牟田市上屋敷町1丁目3-4	中島 敏信 中島 繁則 植田 敏夫	三池港	新大牟田漁業協同組合

福岡県告示第1261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻 生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
築上郡上毛町大字東上 (友枝地区第6換地区)	平成22年7月21日

福岡県告示第1262号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 届出年月日
平成22年7月8日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 二日市ショッピングバザール
(2) 所在地 福岡県筑紫野市二日市北二丁目2番1号
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ダイエー 代表取締役 西見 徹	株式会社ダイエー 代表取締役 桑原 道夫

福岡県告示第1263号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 届出年月日
平成22年7月8日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 下大利えびすショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県大野城市下大利一丁目216 - 1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ダイエー 代表取締役 西見 徹	株式会社ダイエー 代表取締役 桑原 道夫

福岡県告示第1264号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成22年7月8日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ダイエーグルメシティJR久留米店

(2) 所在地 福岡県久留米市中央町14番地の1

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ダイエー 代表取締役 西見 徹	株式会社ダイエー 代表取締役 桑原 道夫

福岡県告示第1265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	若 宮 玄 海 線	前	宗像市田野999番2先から 宗像市田野975番1先まで	11.0 ～ 12.6	124.0
			後	同上	11.0 ～ 12.6	124.0

福岡県告示第1266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年7月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
北九州	若 宮 玄 海 線	宗像市田野999番2先から 宗像市田野975番1先まで

福岡県告示第1267号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づ

き、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代8月号	雑誌15277-08	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
	2	実話ドキュメント8月号	雑誌05267-8	株式会社竹書房	
	3	「菱」の俠たちVol.5	雑誌20328-5/14	株式会社日本ジャーナル出版	
	4	二代目弘道会総覧	雑誌65583-04	株式会社竹書房	

福岡県告示第1268号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市上古賀4丁目29番4及び29番7
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市上古賀4丁目11番20号
谷 州登

福岡県告示第1269号

久留米市高野小森野町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住 所
笠 武之	久留米市小森野5丁目8番40号
高 田 新一郎	〃 〃 6丁目3番20号
高 田 國 男	〃 〃 6丁目12番10号

2 退任監事

氏名	住 所
北 村 幹 雄	久留米市高野2丁目3番23号

3 就任理事

氏名	住 所
高 田 陸 雄	久留米市小森野6丁目12番25号
高 田 善 秀	〃 〃 6丁目4番32号
笠 武之	〃 〃 5丁目8番40号

4 就任監事

氏名	住 所
半 田 俊 廣	久留米市高野2丁目7番20号

福岡県告示第1270号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成22年7月9日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス北野店

(2) 所在地 福岡県久留米市北野町高良字藪ノ上1469 - 3 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成23年3月10日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,491平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県久留米市北野町高良字藪ノ上1469 - 3 外	50

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県久留米市北野町高良字藪ノ上1469 - 3 外	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県久留米市北野町高良字藪ノ上1469 - 3 外	24

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県久留米市北野町高良字藪ノ上1469 - 3 外	5.6

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県久留米市北野町高良字藪ノ上1469 - 3 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第1271号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	22年9月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	宮若市役所 若宮総合支所	宮若市
	22年9月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	マリーホール宮田	
	22年9月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	マリーホール宮田	
	22年9月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	小竹町 総合福祉センター	小竹町
	22年9月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	鞍手町中央公民館	鞍手町
	22年9月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	鞍手町中央公民館	
	22年9月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	鞍手町中央公民館	
	22年9月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	中間市中央公民館	中間市
	22年9月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	中間市中央公民館	
	22年9月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	
	22年9月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	直方市
	22年9月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	
	22年9月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	
	22年9月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	
22年9月23日から 22年11月22日まで	左欄の間に行う検査については、鞍手郡内各町、宮若市、中間市及び直方市と協議の上、指示する。		鞍手郡 宮若市 中間市 直方市	

イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	22年9月23日から 22年11月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	鞍手郡 宮若市 中間市 直方市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	22年9月23日から 22年11月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	鞍手郡 宮若市 中間市 直方市

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	22年9月23日から 22年12月22日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	鞍手郡 宮若市 中間市 直方市

福岡県告示第1272号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	22年9月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	山川市民センター	みやま市
	22年9月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	まいピア高田	
	22年9月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	瀬高公民館	
	22年9月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	瀬高公民館	
	22年10月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市三橋公民館	柳川市
	22年10月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市大和公民館	
	22年10月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市大和公民館	
	22年10月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市城内公民館	
	22年10月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市城内公民館	
	22年10月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	大牟田市民体育館	大牟田市
	22年10月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	大牟田市民体育館	
	22年10月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	大牟田市民体育館	
	22年10月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	大牟田市民体育館	
	22年10月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	大川市役所	大川市
22年10月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	大川市役所		

	22年10月27日から 22年12月26日まで	左欄の間に行う検査については、みやま市、柳川市、大牟田市及び大川市と協議の上、指示する。	みやま市 柳川市 大牟田市 大川市
イ ひょう量300kgを超える非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	22年10月27日から 22年12月26日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	みやま市 柳川市 大牟田市 大川市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	22年10月27日から 22年12月26日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	みやま市 柳川市 大牟田市 大川市

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	22年10月27日から 22年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	みやま市 柳川市 大牟田市 大川市

福岡県告示第1273号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施機関

社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	22年10月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	あんずの郷	福 津 市
	22年10月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	福津市文化会館	
	22年10月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	福津市役所福間庁舎	
	22年10月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	福津市役所福間庁舎	
	22年10月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	福津市役所福間庁舎	
	22年11月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	アクシス玄海	宗 像 市
	22年11月8日	10:30~12:00 13:00~15:00	宗 像 市 大島行政センター	
	22年11月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	宗像市中央公民館	
	22年11月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	宗像市中央公民館	
	22年11月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	宗像市中央公民館	
22年11月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	宗像市中央公民館		
22年11月13日から 22年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、福津市及び宗像市と協議の上、指示する。		福 津 市 宗 像 市	

イ ひょう量300kgを超える非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	22年11月13日から 22年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	福 津 市 宗 像 市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるものの検査	22年11月13日から 22年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	福 津 市 宗 像 市

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	22年11月13日から 22年12月28日まで			福 津 市 宗 像 市

福岡県告示第1274号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営黒土西部第二地区土地改良(区画整理)事業変更計画書の写し	平成22年7月28日から 平成22年8月25日まで	豊前市役所

福岡県告示第1275号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項に基づいて、同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業の計画の変更に同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により公告する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	同意年月日
上毛町	区画整理事業（尻高地区）	平成22年7月16日

福岡県告示第1276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	室木下有木線 若宮	前	宮若市下有木141番10先 から 宮若市下有木134番10先 まで	14.7 ～ 41.0	417.5
			後	同上	14.0 ～ 41.0	

福岡県告示第1277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	一般国道	500号	前	田川郡添田町大字落合769番1先から 田川郡添田町大字落合1938番1先まで	12.0 ～ 22.5	628.7
			後	同上	11.2 ～ 24.2	

福岡県告示第1278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年7月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	500号	田川郡添田町大字落合1286番4先から 田川郡添田町大字落合1318番2先まで

公 告

公告

第39回採石業務管理者試験を次のように実施する。

平成22年7月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

特に制限はない。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

イ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項

(2) 日時及び場所

日	時	場 所
平成22年10月8日（金曜日）	午前10時から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号福岡県吉塚合同庁舎会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）1枚及び受験申込手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

ア) 履歴書 1部

イ) 受験票 1部

イ 受験願書、履歴書及び受験票の用紙は、工業保安課で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手（2部まで。3部は200円、4～5部は240円）をはった返信用封筒を必ず同封すること。

と。

ウ 受験申込手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成22年8月16日（月曜日）から同年9月10日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日を除き、午前8時30分から午後5時45分まで）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成22年9月10日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、平成22年10月末までに発表する。発表は、県公報に登載するほか、各受験者に可否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、工業保安課（電話092 - 643 - 3438）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

監 査 委 員

監査公表第5号

財団法人福岡県水源の森基金等57団体について、平成21年10月から平成22年2月に実施した財政的援助団体等監査結果の報告（平成22年3月25日21監総第922号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年7月28日

福岡県監査委員	工 藤 壽 文
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	日 野 喜美男

22行経第648号
平成22年6月24日

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿
同 進 谷 庸助 殿
同 伊 藤 龍峰 殿
同 日 野 喜美男 殿

福岡県知事 麻生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成22年3月25日21監総第922号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

監査対象団体名	監査の結果	講じた措置の内容
公立大学法人福岡県立大学	平成20年4月から平成21年9月までに納付された授業料にかかる延滞金722,309円（97件）の請求がなされていない。	延滞金が生じないことが確認できた2件を除く延滞金714,498円（95件）について、平成22年5月までに全額納付された。 今後は、請求手続きが遅延することがないよう、再発防止に努め、複数の職員で確認を行っていくこととする。

雑 報

公告

「ホテルレガロ福岡」の経営受託事業者を次のとおり募集します。

平成22年7月28日

地方職員共済組合福岡県支部長

福岡県知事 麻 生 渡

1 レガロの概要

(1) 所在地

福岡市博多区千代1丁目20番31号

(2) 建物の概要

ア 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階・地下1階

イ 延床面積 10,210.51㎡

(うち福岡県健康管理センター4～5階を除くホテル部門面積は8,614.29㎡)

ウ 敷地面積 3,000.00㎡ (福岡県所有)

エ 完成年月 平成10年5月

(3) 施設の基本コンセプト

宿泊、会議などの機能を持ち、利用者のニーズに合致した総合型シティホテルを目指す。

(4) 施設概要

ア 宿泊 (6～8階 客室56室 定員74名)

	区 分	広さ	客室数	定員	ベッドサイズ
客 室	シングル	18.0㎡	34	34	125×205cm
	シングル (デラックス)	20.7㎡	6	6	125×205cm
	ツイン	25.0㎡	9	18	115×205cm
	ツイン (デラックス)	34.9㎡	2	4	125×205cm
	ツイン (バリアフリータイプ)	36.1㎡	1	2	100×195cm
	ダブル	26.3㎡	3	6	210×205cm

和室	34.9㎡	1	4	-
計		56	74	

注：部屋面積は各部屋によってそれぞれ異なる。

イ 宴会・会議・婚礼 (2～3階)

会 場 名		面積・帖数	収容人数 (正餐)
洋 室	レガロホール (A B)	501㎡	280名
	レガロホール (A) 再掲	294㎡	160名
	レガロホール (B) 再掲	207㎡	120名
	ローズルーム	172㎡	90名
	カトレア	95㎡	60名
	アゼリア	44㎡	20名
	サルビア	35㎡	20名
和 室	千代の間	49帖	64名
	松風の間	20帖	22名
	飛梅の間	10帖	10名
	竹葉の間	10帖	10名

ウ 婚礼施設 (2階)

式場 (神式、チャペル式)、衣装室、美容室、写真室

エ レストラン (1階)

客席数約60席

オ 駐車場

地下駐車場約20台

(隣接県有地に約30台分の地上駐車場もあり)

カ 福岡県職員健康管理センター (4～5階)

福岡県及び地方職員共済組合福岡県支部 (以下「支部」という) がその運営を行う。

2 公募スケジュール

(1) 公募申込受付期間

平成22年7月28日(水)～8月24日(火)

(2) 現場説明会申込受付期間

平成22年7月28日(水)～8月4日(水)

(3) 現場説明会

平成22年8月5日(木)

(4) 質問受付期間

平成22年8月5日(木)～8月9日(月)

(5) 質問回答予定日

平成22年8月12日(木)

(6) 第1次審査

平成22年9月上旬

(7) 第2次審査

平成22年9月中旬

3 委託の基本的条件等

(1) 委託内容

ホテル経営業務及び福岡県職員健康管理センターを含む施設全体の管理業務

(2) 委託形式

経営委託

ア 経営上の収支は全て事業者に帰属するものとする。

イ 収支がプラスとなった場合は全て事業者の利益となるが、マイナスとなった場合の経営責任は事業者が負うものとする。従って、収支が赤字の場合においても、県・支部は補填を行わない。

ウ 事業者は収支の多少の如何にかかわらず、下記(3)施設使用料を支部に支払うものとする。

エ 期間は下記(4)とし、原則として事業者の任意による途中解約等は認めない。

(3) 施設使用料

・応募者が各年度ごとに提示するものとする。

・提示は、「定額」、「定率」又は「定額及び定率の組み合わせ」のいずれでも可とする。

・支部希望額は年額1,600万円とする。

(4) 委託期間

・平成23年4月1日～平成28年3月31日(5年間)

・契約更新は協議の上、以後1年毎に更新

(5) 経費負担

ア 支部負担

施設の躯体(基礎、柱、梁、壁面、床等)、電気・空調及び衛生設備の主要部分について、現状を維持するための必要最小限度の修繕(経年劣化した性能や機能の原状回復を目的としたもの)について、予算の範囲内で支部が負担

イ 事業者負担

・人件費、光熱水費、消耗品費等ホテル業務に要する経費

・企画提案にかかる改装(サービス向上や業務の効率化等に伴う改装・レイアウト変更)や新規の設備の購入、設備の改良、備品購入等

・支部で設置した厨房設備や備品等について、事業者の責に起因する修繕等は事業者の負担

・その他軽微な修繕

ウ 県の負担

福岡県職員健康管理センター(4～5階)の光熱水費や建物設備管理費等は、計量メーターや面積・稼働時間等の比率により按分して、予算の範囲内で県が負担

エ その他

・既存の備品、消耗品等は支部が事業者が無償で貸し付けるが、それらの修繕、新規の買替え等一切の費用は事業者の負担とする。

・契約満了時、又は契約が解除されたときにおいて、事業者の投じた有益費及び必要費があっても、その一切の費用について、事業者は支部に請求できない。

(6) 契約保証金

・施設使用料の平均年額の10分の1又は200万円のいずれか高い額とする。

・なお、契約保証金は、(4)の契約期間満了時に無利子にて返還するが、事業者の責
任で契約期間満了がなされない場合には、返還しない。

(7) 宿泊施設名称

・原則として「ホテルレガロ福岡」とする。
・施設の名称について変更の希望がある場合は、下記の条件を満たす場合に限り提
案できるものとする。

ア 施設の名称変更がホテルのイメージアップ等、施設の活性化につながるもので
あること。

イ 施設の名称変更に伴う施設改装、備品・消耗品、商標登録に関する経費等、費
用の一切を事業者負担とすること。

(「レガロ」及び「R (ロゴマーク)」については当支部より商標登録済)

ウ 契約満了時に原状回復を行うこと。ただし、支部が原状回復の必要性がないと
認めた場合については、この限りではない。

エ 名称使用料を負担すること。

(8) 営業報告等

受託期間中、事業者は支部に対し、下記のとおり報告等の義務を負うこととする
。

ア 年間事業計画書 (収支計画、販促計画、修繕保守計画、料金表等)
事業者が各年度当初に支部に提出

イ 運営報告 (利用状況報告、損益報告等)

毎月の運営状況等について、事業者が支部に毎月報告

ウ 帳簿の保存

経営受託にかかわる諸帳簿及び領収書など証拠書類は最低5年間保存

エ 決算報告

当該年度の決算書 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等)
を提出

オ 上記のほか、事業者は支部からの求めに応じ、随時施設経営に関する報告を行
うものとする。

(9) 使用上の制限

ア 法令等の遵守

施設の管理・運営に当たっては、旅館業法等関係法令を遵守し、かつ、支部の
指示に従うものとする。

イ 目的外使用の禁止

・建物を、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律
第122号) 第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊
営業の用に供することはできない。また、これと同等又はこれに類似する用に供
することもできない。

・建物を、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第
77号)」第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員が
その活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供することはできない。ま
た、これと同等又はこれに類似する用に供することもできない。

ウ 建物使用上の制限

・施設の増築は禁止する。

・現在の客室数 (56室) 及び客室定員 (74名) を超える改築等は、原則として実
施できない。

(10) 契約解除条項

契約期間の満了がなされない等、契約の条項に違反した場合、又は債務不履行が
あったときその他の事由が生じたときは、契約解除権、違約金の請求、損害賠償の
請求などをする権利を当支部が有することとする。

(11) その他

ア 第三者への業務の全面委託はできない。ただし、委託業務の一部については、
予め支部の承認を得て委託することが可能とする。

イ 利用料金は企画提案によるものとする。ただし、共済組合員 (地方公務員) 及
び福岡県民のレガロ利用に対しては、優遇措置を講ずるよう配慮をお願いする。

ウ 現従業員雇用について、前受託事業者から依頼等がなされた場合には配慮をお
願いする。

エ 地元業者への優先発注、県産食材の積極的な活用をお願いする。

オ 受託後、運営途中に、事業者の任意による施設の改装や業態変更をする場合は

支部の承認が必要である。また、施設の改装や業態変更に伴う一切の費用については事業者の負担とする。

4 応募資格

日本国内においてホテル等の宿泊施設の経営実績があり、ホテルレガロ福岡の経営についてホテル及び建物管理等の関係法令の許可等を得て経営できる企業・団体（法人格を有する者）で、次に該当すること。

- (1) 法人の代表者が成年被後見人、被保佐人、破産者でないこと。
- (2) 会社更生法及び民事再生法等による手続中の団体でないこと。
- (3) 指定暴力団又はその傘下に属し、あるいはその他反社会的勢力とされる団体でないこと、代表者及び役員その他従業員の一人もその構成員あるいは準構成員でないこと。
- (4) 団体及びその代表者に税金の滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札参加の制限をされているものでないこと。
- (6) 公募開始日から契約締結日までの間、福岡県の指名停止期間中でないこと。

5 提出書類

提出書類は下記(1)から(8)までを一式とし、正本1部、副本8部を提出すること。

- (1) ホテルレガロ福岡経営受託申込書
- (2) ホテルレガロ福岡経営計画書（その1～7）
- (3) 定款
- (4) 登記事項証明書（登記簿謄本）
- (5) 印鑑証明書
- (6) 財務諸表等（申込書提出日の属する事業年度の直前3事業年度分）
貸借対照表、損益計算書その他経営の状況を明らかにする書類
3月期決算の事業者は、平成19、20、21年度分の財務諸表等が必要
- (7) 納税証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）
・県税に未納のないことの証明書
福岡県内に本店・支店・営業所等がある場合は福岡県の証明書、それ以外の場合は本社所在都道府県の証明書

・消費税及び地方消費税に未納のないことの証明書

- (8) 法人の概要、沿革及び事業内容がわかる資料
パンフレット等

6 作成上の注意

- (1) 言語：日本語
- (2) 通貨：日本国通貨
- (3) 単位：日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位
- (4) 提出方法

・「5 提出書類」の(8)を除く(1)～(7)の資料については、一部ずつJIS規格A4ファイルに番号順に整理し、インデックスを貼り付けの上、綴じて提出すること。
・また、用紙下欄中央にページを付すこと。

7 申込手続

申込は、申込期間内に、下記(2)の申込場所へ「5 提出書類」を持参又は郵送（提出期限内必着の配達証明付き書留郵便による。）すること。

なお、申請書様式等については福岡県庁HP（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

- (1) 申込期間 平成22年7月28日（水）午前9時から
平成22年8月24日（火）午後5時まで（必着）
持参の場合は受付時間を午前9時から午後5時までとする。
ただし、福岡県の休日を守る条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日には受領できない。
- (2) 申込場所 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁3階南棟
地方職員共済組合福岡県支部（総務部総務事務センター共済組合班）
Tel：092-643-3047
Fax：092-631-4419
- (3) その他 受託申込書及び経営計画書の提出は、1社につき1件とする。
当応募にかかる費用等は全て応募者の負担となる。
応募書類は返却しない。
以上を了承の上で申し込むこと。

8 説明会

詳細について、次のとおり説明会を開催する。

- (1) 日時 平成22年8月5日(木) 午前10時から
- (2) 場所 ホテルレガロ福岡2階 カトリアの間
- (3) 参加方法 開催日前日の午後5時までに、地方職員共済組合福岡県支部へ「説明会参加申込書」を持参又はFaxで申し込むこと。
 なお、参加人数は各応募者2名以内とする。
 地方職員共済組合福岡県支部Fax：092 - 631 - 4419

9 質疑

- (1) 受付期間 平成22年8月5日(木) から
平成22年8月9日(月) 午後5時まで(必着)
- (2) 質問方法 地方職員共済組合福岡県支部へ「質問票」をFax送付すること。
地方職員共済組合福岡県支部Fax：092 - 631 - 4419
- (3) 回答予定 平成22年8月12日(木)
- (4) 回答方法 質問者及び説明会参加者全員へFax又は電子メールで回答する。

10 施設設計図の閲覧

施設の設計図について、次のとおり閲覧を実施する。

- (1) 閲覧期間 平成22年7月28日(水) 午前9時から
平成22年8月17日(火) 午後5時まで
- (2) 閲覧場所 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁3階南棟
地方職員共済組合福岡県支部(総務部総務事務センター共済組合班)
Tel：092 - 643 - 3047
Fax：092 - 631 - 4419
- (3) その他 閲覧は予約制とする。閲覧を希望する場合は、事前に上記連絡先へ申し込むこと。
 閲覧は上記の場所で行う。閲覧の際には名刺及び印鑑を持参すること。
 なお、設計図の貸出及び複写は禁止する。

11 委託業者の決定方法

(1) 概要

「ホテルレガロ福岡経営委託業者選考委員会」において、第1次審査・第2次審査を実施し、各審査結果の合計点が最も高い事業者を委託先候補者とする。

	配点
第1次審査評価点 (公認会計士、中小企業診断士2名による評価点の平均)	25
第2次審査評価点 (ホテルレガロ福岡経営委託業者選考委員会委員7名による評価点の平均)	75
総合点	100

(2) 審査方法

ア 第1次審査 平成22年9月上旬

- ・5年間の委託契約を確実に履行する能力を有するか否かを検証するため、提案者の資本金、従業員数、提出された財務諸表等により、安定した経営状況かどうかを審査する。
- ・レガロ経営についての企画提案内容は、第1次審査の対象としない。
- ・第1次審査は、中立性を担保するため事業者を匿名化し、公認会計士及び中小企業診断士が行う(両者は選考委員会の委員を兼ねる)。
- ・評価においては、各項目の評価に応じ、合計25点の範囲内で評価点を与え、審査員2名による評価点の平均を第1次審査の結果とする。
- ・応募業者が5社を超えた場合、上位5社以内を選考する。
- ・審査結果が、第1次審査配点(25点)の2分の1未満の場合、不合格とする。

イ 第2次審査 平成22年9月中旬

- ・第1次審査で選考された提案者から、支部が指定する場所でプレゼンテーション(1社15分以内)及び質疑(1社15分以内)を行う。
- ・評価においては、各項目の評価に応じ、合計75点の範囲内で評価点を与え、審査員7名による評価点の平均を第2次審査の結果とする。
- ・第1次審査結果と第2次審査結果との合計(総合点)により契約候補者の順位

を決定し、支部は最も順位の高い委託先候補者と契約協議を行う。
 ・ただし、その協議が不調に終わった場合は、次順位者と協議を行う。

ウ 審査結果の通知

審査の結果は、審査後、提案者に対して通知する。

(3) 審査における評価項目

別表のとおり

(4) その他

提出書類に不備や虚偽の記載等があった場合は失格とする。

別表

評価項目

	大項目	中項目	小項目	配点	
第1次	経営状況 ・実績	経営状況	<ul style="list-style-type: none"> 経営状況が健全か 経営体力があるか 履行能力があるか 	25	
		宿泊施設 経営実績	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設の運営実績があり、経営状況は健全か 		
第2次	施設運営	基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 支部の基本コンセプトを踏まえているか 利用者のサービス向上に資するか 	35	
		経営計画	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画が具体的であるか、実現性は高いか 集客方法に創意工夫や独創性があるか 施設の改装計画等は集客効果があるか 売上や利用者数見込は明確に示されているか 売上の拡大が見込めるか 		
	運営体制	<ul style="list-style-type: none"> 運営体制が明確なものであるか 利用者への安全対策は適正であるか 			
	収支等	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画の実現性が高いか 		30
		施設使用料	<ul style="list-style-type: none"> 支部の希望金額以上であるか 施設使用料の実現性が高いか 		
その他	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 業務開始までのスケジュールが具体的であるか アピールできる事項や優位性が認められるか 	10		
合計				100	

第1次審査 (25点) + 第2次審査 (合計75点) = 合計100点

再 掲

福岡県公告式条例 (昭和25年福岡県条例第46号) 第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第1182号の2

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第9条の規定に基づき、次のように消毒を実施させるので、家畜伝染病予防法施行規則 (昭和26年農林省令第35号) 第15条第1項の規定により公示する。

平成22年7月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 実施の目的

宮崎県で口蹄疫発生に伴う移動制限及び搬出制限が実施されていることを踏まえ、今後の発生予防に万全を期すための緊急措置として、偶蹄類の家畜等の飼養施設での消毒薬の散布を徹底することが重要であるため。

2 実施する区域、実施期間、実施の対象及び実施方法

次の表に掲げるとおりとする。

実施する区域	実施期日	実施の対象	実施方法
知事が口蹄疫の発生予防上消毒が必要と認めた区域	平成22年7月17日から 平成22年7月23日まで	偶蹄類家畜の飼養農場及びその他家畜防疫員が必要と認める偶蹄類の家畜等飼養施設。ただし、塩素系消毒薬による消毒あるいはこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う農場及び施設を除く。	実施期間中に週1回の塩素系消毒薬等の消毒薬の飼養施設内(畜舎等の周辺部及び施設の外縁部)散布